鹿児島純心女子短期大学 公的研究費の不正使用防止計画策定について

(平成 27 年 4 月 1 日策定) (平成 30 年 4 月 1 日改定)

鹿児島純心女子短期大学では、公的研究費の適正な運営及び管理を行うために、「鹿児島純心女子学園公的研究費の管理・監査に関する規程」第5条に基づき、「公的研究費の不正使用防止計画」を以下のとおり定めるものである。

1 不正使用防止計画の策定

不正使用防止計画は、統括管理責任者が不正発生の要因をまず明確にし、個々の要因に対する 具体的な対策として、別表のとおり策定するものとする。

不正使用防止計画は、文部科学省が実施する「体制整備等の自己評価チェックリスト」の点検項目に準じて策定するものとする。

2 不正使用防止計画推進部署の設置

統括管理責任者は、学内に不正使用防止計画推進部署を設置し、総務課をこれに充てる。

3 不正使用防止計画の実施

不正使用防止計画推進部署では、不正使用防止計画に基づき、管理監査を実施するとともに、 不正発生の要因の把握に努め、モニタリングの結果等により新たな不正発生の要因が見出された 場合は、その都度統括責任者に報告する。

4 不正使用防止計画の更改

不正使用防止計画は、学内における統括管理責任者が毎年度末に見直しを図り、更改するものとする。また、報告や通報により、新たな不正発生の要因が見出された場合は、直ちにその再発防止策を検討し、不正使用防止計画を更改するものとする。

不正使用防止計画

第1節 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
責任意識の低下が懸念される。	・部局長課長会議等において、随時各責任者に対する責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。 ・また、各責任者の異動にあたっては、引き継ぎ等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
・公的研究費の事務処理手続きに関するルール	・各手続のマニュアルを作成し周知することに
について理解不足である。	より、適正運営の徹底を図る。
	・全研究者を対象とした研究倫理教育を、定期
	的に実施する。
・コンプライアンスに関する関係者の意識が希	・教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コ
薄である。	ンプライアンス意識の向上を促す。
・公的研究費の原資の大部分が税金によってま	・全教職員から不正使用を行わない旨の誓約書
かなわれていることに対しての意識が欠如し	を提出させる。
ている。	・業者に「不正使用に加担しない」旨の誓約書
・不適切な会計処理であっても、研究のために	の提出を求める。
使用していれば許されるという認識の甘さが	・不正使用を行った場合の処分についても周知
みられる。	徹底する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	防止計画
・不正使用防止計画を策定・実施したにもかか	・不正使用防止計画に基づく管理・監査により、
わらず、不正使用事案が発生することが懸念	新たな不正発生の要因が見出された場合は、
される。	直ちにその再発防止策を検討し、不正使用防
	止計画を更改する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	防止計画
・すでに物品を購入しているにも関わらず研究	・書類提出が遅れている研究者には、理由書の
者から事務への提出書類が遅く、執行状況が	提出を求めるなど適切に処理できるようにす
正確に把握できない。	る。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
・通報窓口が分かりにくいため、不正が潜在化	・ホームページにより通報窓口を周知している
する。	が、さらにポスターを作成するなどし、相談窓口や通報窓口、通報者の保護について周知
	徹底を図る。

第6節 モリタリングの在り方

不正発生の要因	防止計画
・内部監査の意識が薄い	・研究者代表者に対するコンプライアンス教育 において、内部監査を実施することを説明す る。